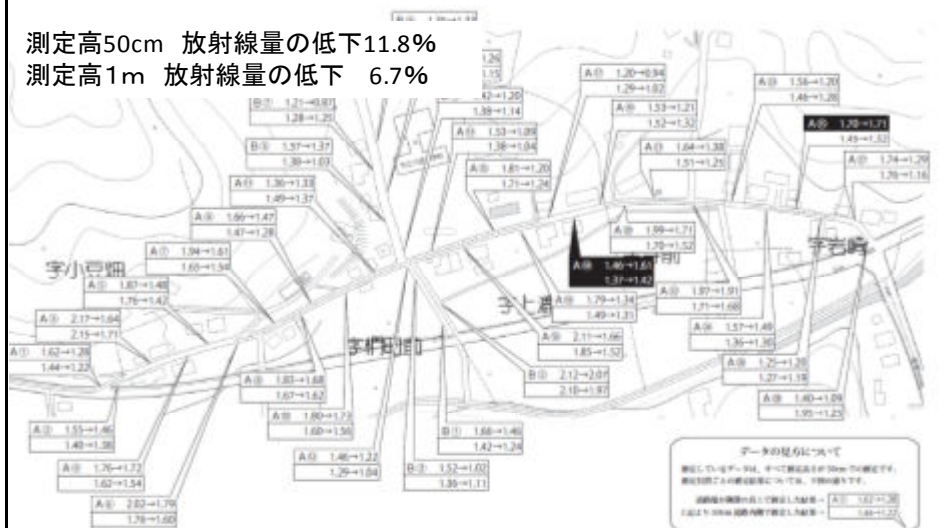


除染はどの程度、効果があるのか？

測定高50cm 放射線量の低下11.8%

測定高1m 放射線量の低下 6.7%



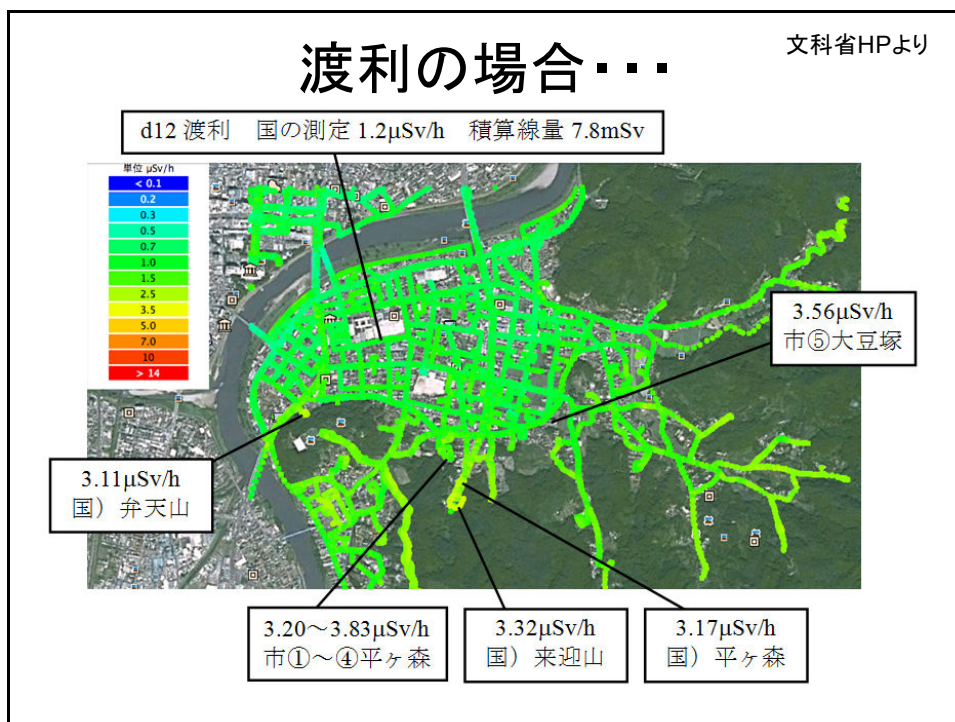
大波地区放射能除染事業における大波小学校通学路の除染結果について(速報版) ¹³

福島市：子ども・妊婦の基準を設けず、高い被ばくを許容

	伊達市	南相馬市	福島市大波
勧奨地点 指定基準	3.2 μ Sv/h 以上	3.0 μ Sv/h 以上	3.1 μ Sv/h 以上
子ども・ 妊婦基準	2.7 μ Sv/h 以上 で勧奨地点 指定	2.0 μ Sv/h (50cm) 以上で勧奨 地点指定	2.0 μ Sv/h 以上 で除染

阪上武(フクロウの会)まとめ

3 μ Sv時(放射線管理区域の5倍)の被ばくを許容



**福島県の渡利地区
線量毎時5 μ Sv超**

2011.9.13 福島の避難勧奨 市と協議

政府の原子力災害現地対策本部と福島県は12日、福島市渡利地区で放射線量を詳細に調査した結果、地上から高さ50 μ mの地点で毎時5・4 μ Svシールドの比較的高い数値が出た地点があったと発表した。高さ1 μ mでは最高で毎時3・0 μ Svシールド、隣接する小倉寺地区でも同3・1 μ Svシールドだった。

これを受け、国は局所的に線量が高い地点を特定避難勧奨地点に設定するかどうかが、市との協議に入った。設定の目安は、高さ1 μ mの線量が毎時3 μ Svシールド前後とされている。

調査は8月18~30日、渡利地区633地点、小倉寺地区405地点で実施。市によると、特定避難勧奨地点に設定する必要があるかどうかの判定は2週間程度で出る見込み。

その後、住民説明会を開くことにしている。

(鬼久保幹男)

国による特定避難勧奨地点検討の ための詳細調査への疑問

- 渡利地区の全域を測定したものではない
- 除染直後の測定
- 屋外のみでの測定
- 生活の実態に即したものではない
- 土壌汚染については考慮に入れず

17

市民団体による放射能汚染調査 (空間線量と土壌汚染調査)

- 福島老朽原発を考える会（フクロウの会）、FoE Japan（フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパン）が、神戸大学の山内知也教授（放射線エネルギー応用科学）に依頼
- 9月14日に渡利地区の放射能汚染調査を実施
- 空間線量と土壌汚染

18



小倉寺稲荷山(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

	1m	50cm	1cm
① 側溝上	2.68	5.2	22.2
② 側溝上	2.40	5.5	23.6

6/26の計測	1m	50cm	5cm
側溝上	2.2	3.0	7.7



八幡神社 (単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

	1m	50cm	1cm
社入口	1.5	2.7	10.6



渡利小学校南側通学路(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

	1m	50cm	1cm
⑥ 雨水枡	2.45	5.2	22.6
⑧ 通学路西側住宅前	1.70	2.94	11.0



薬師町(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

	1m	50cm	1cm
① 駐車場	1.5	1.9	2.27
③ 水路	3.6	5.6	14.8
⑨-3 住宅庭	2.7	4.8	20
⑱-1 住宅庭	1.5	2.02	11.1
⑳-1 住宅庭	1.67	2.10	3.50

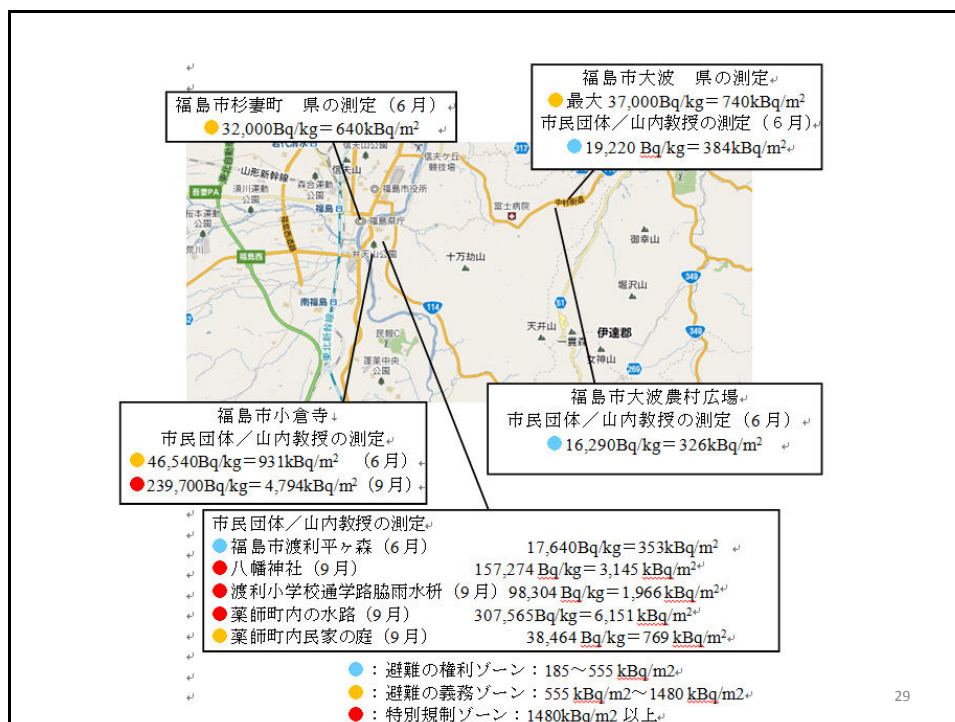
さらに深刻な土壌汚染の実態・・・

27

さらに深刻な土壌汚染の実態・・・

- 文科省測定... 6月29日福島市杉妻町（県庁）セシウム134+137で32,000Bq/kg=640kBq/m²（換算係数20）チェルノブイリ事故では「移住の義務」区域に相当。福島市大波でも最大37,000Bq/kg=740kBq/m²（換算係数20）で、同じく「移住の義務」区域(555 kBq/m²～)に相当。
- フクロウ&FoE Japan&美浜の会／山内知也・神戸大学教授による測定（6月26日）
... 渡利・大波地区で約16,000Bq/kg～46,000Bq/kg=320kBq/m²～920kBq/m²（換算係数20）チェルノブイリ事故の「避難の権利」区域（185～555 kBq/m²）～「避難の義務」区域(555 kBq/m²～)に相当する。
- フクロウ&FoE Japan／山内教授による測定（9月14日）
... 渡利5箇所での計測～すべて「避難の義務」区域(555 kBq/m²～)以上、4箇所では特別規制ゾーン（1,480 kBq/m²～）

28



立ち上がった渡利の住民たち

10月5日 (水) には市と国に要請書を提出？

注目される10月8日 (土) の
渡利・小倉寺の説明会

「避難区域」外の住民はいま

31

- 住民の流出を恐れ、避難を「タブー」視する自治体...「除染」キャンペーンによって、住民をしばりつける
- 根拠のない安全神話...避難について議論することもできず
- 半年も開かれなかった説明会...一方的に「避難勧奨地点には指定せず」の通告
- 高い線量下で、不安をかかえた生活...子どもも、妊婦も区別なし
- 除染への協力を求められるが、効果ははず
- 補償のあてはなし（自主避難も、将来の健康被害も...）

32

こうしている間にも
被ばくし続ける住民

国・自治体による犯罪行為
を見過ごしてはならない

全国から、支援の声を！

33

「避難の権利」の確立を

34